

## 議案第14号

四條畷市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月26日 提出

四條畷市長 東 修 平

### 提案理由

令和6年5月30日にデジタル庁より採択を受けた「令和6年度PMH（医療費助成）先行実施事業」を実施するにあたり、医療機関等受診時の医療証の提示義務について、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることによる資格確認を実施した場合を例外に規定するため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

## 四條畷市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(四條畷市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 四條畷市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が医療証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法その他規則で定める方法により、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保健医療機関等が当該情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

(四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が医療証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法その他規則で定める方法により、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保健医療機関等が当該情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

(四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が医療証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する

る法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法その他規則で定める方法により、受給者の資格に係る情報（医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保健医療機関等が当該情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。